

地理空間情報活用推進基本法第十六条第一項の規定に基づく地理空間情報活用推進基本法第二条第三項の基盤地図情報の整備に係る技術上の基準

(平成十九年八月二十九日国土交通省告示第千百四十四号)

- 一部改正：平成二十一年一月二十六日国土交通省告示第百五号
- 一部改正：平成二十三年九月十五日国土交通省告示第九百五十二号
- 一部改正：平成二十四年一月二十五日国土交通省告示第百十四号
- 一部改正：平成二十四年五月二十五日国土交通省告示第六百三十一号
- 一部改正：平成二十六年二月二十五日国土交通省告示第百四十九号

地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第十六条第一項の規定に基づき、地理空間情報活用推進基本法第二条第三項の基盤地図情報の整備に係る技術上の基準を次のように定める。

(目的)

第一条 地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号。以下「基本法」という。）第十六条第一項の規定に基づく基本法第二条第三項の基盤地図情報（以下「基盤地図情報」という。）の整備に係る技術上の基準（以下単に「技術上の基準」という。）は、基盤地図情報の利用及びシームレスな整備に関する具体的な指針並びに基盤地図情報が適合すべき規格を定め、基盤地図情報の共用を推進することにより地理情報システムの普及を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 技術上の基準は、地理空間情報活用推進基本法第二条第三項の基盤地図情報に係る項目及び基盤地図情報が満たすべき基準に関する省令（平成十九年国土交通省令第七八号。以下「項目及び基準に関する省令」という。）第二条第一号イ、ロ又はハに定める測量（同条第二号に規定するものに限る。）により基盤地図情報の整備又は更新を行う場合に適用する。

- 2 前項の測量を行う国及び地方公共団体は、基本法第十六条第二項の規定に基づき、技術上の基準に適合して実施するものとする。

(既存の基盤地図情報の利用基準)

第三条 基盤地図情報の整備又は更新を行おうとするときは、対象地域において、位置精度（項目及び基準に関する省令第二条第一号に規定する測量の成果が有する位置精度をいう。以下同じ。）が当該基盤地図情報と同等以上の基盤地図情報が既に存在し、かつ、その既存の基盤地図情報が現状を適切に反映している場合には、その既存の基盤地図情報をそのまま利用するものとする。

- 2 前項の規定により、当該基盤地図情報の位置精度が低下する等、基盤地図情報の共用の推進に支障が生じる場合には、情報内容について必要な調整を行うものとする。

(シームレスな基盤地図情報の整備基準)

第四条 基盤地図情報の整備又は更新を行おうとするときは、その対象地域に隣接する地域（以下この項において「隣接地域」という。）において、位置精度が当該基盤地図情報と同等以上かつ同じ項目（項目及び基準に関する省令第一条に規定する項目をいう。）の基盤地図情報（以下この条において「隣接基盤地図情報」という。）が既に存在し、かつ、その隣接基盤地図情報が現状を適切に反映している場合には、その対象地域と隣接地域の境界部において、隣接基盤地図情報の位置座標を基準に、基盤地図情報を接合するものとする。

- 2 前項の規定により、接合することにより当該基盤地図情報の位置精度が低下する等、基盤地図情報の共用の推進に支障が生じる場合には、情報内容について必要な調整を行うものとする。
- 3 第一項の規定に基づき、接合により当該基盤地図情報の位置座標の変化量はその位置精度を超える場合には接合を行わず、隣接基盤地図情報の整備主体にその旨を通知するものとする。

(広域のシームレスな基盤地図情報の整備基準)

第五条 隣接するそれぞれの地域の境界部において同じ項目の既存の基盤地図情報を接合し、広域の基盤地図情報の整備を行おうとするときは、原則として次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- 一 現地測量や空中写真測量の実施により、境界部での基盤地図情報の位置座標を、当該基盤地図情報と同等以上の位置精度で新たに求めることができる場合には、その位置座標を基準として、既存の基盤地図情報を接合する。
 - 二 既存の基盤地図情報の位置精度が同じ場合には、基盤地図情報の境界部での位置座標の midpoint を基準として、既存の基盤地図情報を接合する。
 - 三 既存の基盤地図情報の位置精度が異なる場合には、位置精度が高い方の位置座標を基準として、既存の基盤地図情報を接合する。
- 2 前項各号の規定により、基盤地図情報の位置精度が低下する等、基盤地図情報の共用の推進に支障が生じる場合には、情報内容について必要な調整を行うものとする。
 - 3 第一項の規定に基づき、接合により基盤地図情報の位置座標の変化量はその位置精度を超える場合には接合を行わず、それぞれの基盤地図情報の整備主体にその旨を通知するものとする。

(基盤地図情報が適合すべき規格)

第六条 基盤地図情報を提供しようとする場合の適合すべき規格は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 日本工業規格（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項に規定する日本工業規格をいう。以下この条において同じ。）X七-〇七（地理情報—空間スキーマ）
- 二 日本工業規格X七-〇八（地理情報—時間スキーマ）
- 三 日本工業規格X七-〇九（地理情報—応用スキーマのための規則）

- 四 日本工業規格 X 七一一〇 (地理情報—地物カタログ化法)
 - 五 日本工業規格 X 七一一一 (地理情報—座標による空間参照)
 - 六 日本工業規格 X 七一一二 (地理情報—地理識別子による空間参照)
 - 七 日本工業規格 X 七一一三 (地理情報—品質原理)
 - 八 日本工業規格 X 七一一五 (地理情報—メタデータ)
 - 九 日本工業規格 X 七一二三 (地理情報—被覆の幾何及び関数のためのスキーマ)
 - 十 日本工業規格 X 七一三一 (地理情報—データ製品仕様)
 - 十一 日本工業規格 X 七一三六 (地理情報—地理マーク付け言語)
 - 十二 国際標準化機構 (技術仕様書) 一九一〇三 (地理情報—概念スキーマ言語)
 - 十三 国際標準化機構 一九一一八 (二〇一一) (地理情報—符号化)
- 2 前項第八号の規格に基づきメタデータを作成する場合は、位置精度その他の品質の検査結果を記述するものとする。

附 則 (平成十九年八月二十九日国土交通省告示第千百四十四号)

この告示は、基本法の施行の日 (平成十九年八月二十九日) から施行する。ただし、第六条第三項の規定は、国際標準化機構 一九一三六 (地理情報—地理マーク付け言語) が発行された日から施行する。

附 則 (平成二十一年一月二十六日国土交通省告示第百五号)

この告示は、平成二十一年一月二十六日から施行する。

附 則 (平成二十三年九月十五日国土交通省告示第九百五十二号)

この告示は、国際標準化機構 一九一一八 (二〇一一) (地理情報—符号化) が発行された日から施行する。

附 則 (平成二十四年一月二十五日国土交通省告示第百十四号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十四年五月二十五日国土交通省告示第六百三十一号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十六年二月二十五日国土交通省告示第百四十九号)

この告示は、公布の日から施行する。